

宮古市国際交流協会規約

平成 28 年 7 月 26 日制定

令和元年 6 月 14 日改正

令和 2 年 5 月 29 日改正

(名称)

第 1 条 この会は、宮古市国際交流協会（以下「協会」という。）という。

(目的)

第 2 条 協会は、宮古市の自然、歴史、文化、産業、教育、医療等の特性を生かした幅広い国際交流・国際理解活動及び外国人市民等の支援を推進することにより、市民の国際相互理解を深め、多文化共生社会の実現を目指すとともに、国際社会に対応した開かれた魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流・国際理解活動（講演会、体験イベント、語学講座等）の企画、開催及び推進
- (2) 外国人市民等に対する支援及び情報発信
- (3) 外国人観光客に対する支援並びに誘客及び情報発信に係る協力
- (4) 前 3 号に係る人材の確保及び育成
- (5) 第 1 号から第 3 号までにに関する情報収集及び市民への情報発信
- (6) 国際交流団体との連携及び情報交換
- (7) その他目的の達成に必要な事項に関する事

(会員)

第 4 条 会員は、第 2 条に定める目的を理解し、賛同して入会した個人、団体及び法人とする。

2 会員は、第 5 条に規定する会費を納入しなければならない。

3 会員として入会しようとする者は、入会申込書（様式第 1 号）を会長に提出しなければならない。

4 会員が退会しようとするときは、退会届（様式第 2 号）を会長に提出しなければならない。ただし、会員が死亡し、又は会員である団体、法人が解散もしくは消滅したときは、退会したものとみなすほか、正当な理由なく会費の未納が 3 年間に及んだときは、自動的に退会とする。

(会費)

第 5 条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 年額 2,000 円 ただし、学生及び外国人は 1,000 円

- (2) 団体会員 年額 10,000 円
- (3) 法人会員 年額 10,000 円
- 2 年度途中に入会する者の年会費は、前項の規定による額とする。
- 3 すでに納入された会費は、その理由の如何を問わず、これを返納しない。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 役員は、総会において選任する。
 - 3 役員の任期は、2年とする。
 - 4 再任は妨げない。
 - 5 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 役員は任期満了し、又は辞任により退任しても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
 - 7 役員は無報酬とする。

(役員職務)

- 第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
 - 3 理事は、協会の運営及び業務の執行にあたる。
 - 4 監事は、協会の業務及び会計を監査する。なお、監事は有限責任とし、その責任範囲については、理事会で協議するものとする。

(総会)

- 第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。
- 2 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 役員を選任に関すること。
 - (2) 規約の制定又は改廃に関すること。
 - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他会長必要と認めたこと。
 - 3 総会は会長が議長となる。
 - 4 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第9条 理事会は、第6条の役員をもって構成し、会長が必要に応じ招集する。

2 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協会の運営に関すること。
- (2) 総会に付議する事項。
- (3) その他会長必要と認めたこと。

(経費)

第10条 協会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 補助金
- (4) 委託費
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(会計年度)

第11条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 協会の業務を円滑かつ効率的に執行するため、事務局を宮古市企画部企画課(岩手県宮古市宮町一丁目1番30号)に置き、事務局長、事務局次長及び事務局員は会長が委嘱する。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(個人情報)

第13条 協会は、個人情報の保護に努め、適正に管理・運用する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成28年7月26日から施行する。

2 協会設立当初の役員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成28年7月26日から平成30年3月31日までとする。

3 協会設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、平成28年7月26日から平成29年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和元年6月14日から施行し、改正後の宮古市国際交流協会規約は、

平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和2年5月29日から施行し、改正後の宮古市国際交流協会規約は、令和2年4月1日から適用する。

(様式第1号(第4条関係)) ※個人会員用

年 月 日

宮古市国際交流協会会長 あて

入会申込書

協会規約をお読みになり、同意のうえ、下記太枠内を記入ください。

フリガナ										
※名前	姓(みょうじ)	名(なまえ)								
※住所	郵便番号	いわてけん	みやこし							
	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>									岩手県
※生年月日	西暦	性別	男・女							
※職業	<input type="checkbox"/> 1. 小・中学生 <input type="checkbox"/> 2. 高校生 <input type="checkbox"/> 3. 大学生等 <input type="checkbox"/> 4. 会社員・公務員 <input type="checkbox"/> 5. パートタイマー <input type="checkbox"/> 6. 自営 <input type="checkbox"/> 7. 無職 <input type="checkbox"/> 8. その他	※TEL	— —							
		携帯 TEL	— —							
		E-mail								
		<u>メールでの お知らせ</u>	<u>希望する</u> ・ <u>希望しない</u>							
		国籍 【外国人のみ】								

(※マークの項目は記入必須)

入会に際して、当会の規約について同意します。

※署名

<事務局記入欄>

会員 No.		□身分証明書の返却	
受付担当		証明書区分	免・保・学・外・他
入力担当		証明書 No.	

宮古市国際交流協会会長 あて

入会申込書

協会規約をお読みになり、同意のうえ、下記太枠内を記入ください。

フリガナ																					
※団体・法人名																					
フリガナ																					
※代表者名																					
※住所	郵便番号	いわてけん みやこし																			
	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> - <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																				
※電話番号																					
メールアドレス																					
メールでのお知らせ	<u>希望する</u> ・ <u>希望しない</u>																				

(※マークの項目は記入必須)

※会社概要のわかるものを添付のこと

入会に際して、当会の規約について同意します。

※署名又は
記名押印

<事務局記入欄>

会員 No.	
受付担当	
入力担当	

(様式第2号(第4条関係))

年 月 日

宮古市国際交流協会会長 あて

会員 No.

住所

氏名

退 会 届

宮古市国際交流協会を退会したいので、ここに退会届を提出いたします。